

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葛飾福祉館の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事といい、評議員と併せて役員等という。

(報酬)

第3条 当法人の理事会及び評議員会の出席等の報酬等については、別表1に基づき支給する。

(控除金)

第4条 法人は、役員等に支給する報酬から源泉所得税を控除する。

(支払方法)

第5条 報酬は、理事会及び評議員会等の出席時に報酬から源泉所得税を控除した額（別表1に掲げる額）を支払うものとする。なお、支払いは現金又は銀行振込により行い、報酬の発生日から7日以内に支払うものとする。ただし、本人から辞退の申し出があった場合は支給しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改定は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は平成29年9月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規定は令和4年11月1日から改定し適用する。

この規定は令和7年7月1日から改定し適用する。

別表 1

	業 務 種 別	報 酬 額	
		半 日	1 日
理事	理事会・評議員会への出席	5,157 円 (5,000 円)	10,315 円 (10,000 円)
	上記の他、法人に関する職務執行等	5,157 円 (5,000 円)	10,315 円 (10,000 円)
監事	理事会・評議員会への出席	5,157 円 (5,000 円)	10,315 円 (10,000 円)
	監事監査業務	5,157 円 (5,000 円)	10,315 円 (10,000 円)
	上記の他、法人に関する職務執行等	5,157 円 (5,000 円)	10,315 円 (10,000 円)
評議員	理事会・評議員会への出席	5,157 円 (5,000 円)	10,315 円 (10,000 円)
	上記の他、法人に関する職務執行等	5,157 円 (5,000 円)	10,315 円 (10,000 円)
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会への出席	5,157 円 (5,000 円)	10,315 円 (10,000 円)
	上記の他、法人に関する職務執行等	5,157 円 (5,000 円)	10,315 円 (10,000 円)

※ () 内は、源泉徴収後の手取り額

※ オンラインによる参加においても出席とみなし、上記金額を支給する。

※ 4時間を半日として、4時間を超えるものについては1日とする。